

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年11月16日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	タービン補機冷却海水系ポンプ(A)の点検時、ベースレベル(ポンプの傾き)が管理値を超えていることを確認した。当該基礎部を修理。	
2	6号機	原子炉区域・タービン区域排風機(D)逆流防止ダンパの軸受部カバーが外れていることを確認した。当該部を点検・修理。	
3	7号機	タービン建屋の弁グランド押さえボルト、配管、弁の一部に錆の発生を確認した。当該部を点検・修理。	
4	その他	平成27年11月11日に原子力規制委員会に提出した「柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る対応について(中間報告)」の記載内容の一部に誤りを確認した。当該事象の原因を調査。当該箇所を訂正済み。	